

教職員の人権意識、人権教育に関する調査

結果報告書概要版

平成 2 9 年 1 2 月

福岡県教育委員会

はじめに

福岡県教育委員会では、学校教育において重点的に取り組む施策等を示した「福岡県学校教育振興プラン」を平成27年12月に策定いたしました。その中の柱の一つに「豊かな心の育成」に向けた「自他の人権を守ろうとする実践力を育成する人権教育の推進」を掲げ、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しているところです。

しかしながら、依然として学校現場では、同和問題や障がい者問題等を中心とした差別事象が発生している現状があり、個別的な人権課題の正しい理解と認識を深めるための学習が求められています。また、教職員の世代交代が急速に進む中、教職員自身の人権尊重の理念の理解が喫緊の課題となっています。

このような中、教職員の人権意識、人権教育に関する指導力及び学校の組織的な取組への意識等の実態を把握し、今後の研修の改善に活かすとともに、施策・事業の充実のための基礎資料とするため、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」を実施いたしました。

本結果報告書（概要版）は、公益社団法人福岡県人権研究所が、結果報告書の主要な部分を取りまとめたものです。

県教育委員会では、本調査で明らかにされた諸課題を真摯に受け止め、人権教育に関する研修体系の見直しを図って参ります。

関係者の皆様方におかれましても、本報告書を今後の人権教育・啓発の更なる推進のため御活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、本調査に御協力いただきました教職員の皆様に御礼を申し上げますとともに、調査の実施にあたり御尽力いただきました公益社団法人福岡県人権研究所の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成29年12月

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

< 目 次 >

1	調査の概要	1
2	各設問の回答結果及び特徴点	3
問1	「差別」について、どのような考えを持っていますか	3
問2	次のことがらについて、人権上問題があると思いますか	4
問3	人権問題に関する知識や情報を得る手段としてどのようなことが有効だと思いますか	5
問4	さまざまな人権課題に関連する次のような法律や用語等について、どのような認識ですか	6
問5	差別や人権についてもっとも深く考える契機となったのは、いつですか	7
問6	差別や人権についてもっとも深く考える契機となったのは、どのような出会いや学びですか	8
問7	大学・短大・専門学校等において、人権教育に関してどのような学ぶ場がありましたか	9
問8	同和問題についてもっとも深く考える契機となったのは、いつだと思いますか	10
問9	同和問題についてもっとも深く考える契機になったのは、どのような出会いや学びですか	11
問10	同和問題を初めて知った時の気持ちに最も近いと思うものはどれですか	12
問11	次のさまざまな法律や制度・用語について、どのような認識ですか	13
問12	次のさまざまな意見について、あなたの考えに最も近いのはどれですか	14
問13	学校における人権教育を進める上で特に重要だと思う内容は、何ですか	15
問14	児童生徒の人権教育に携わるに当たって、現在、あなた自身が特に身に付けなければならないことは何ですか	16
3	各設問の回答結果に関する考察	17
4	全体考察	23
1	人権に関する意識について	
2	人権に関する知識について	
3	人権問題、同和問題との出会いについて	
4	人権意識と指導力の育成について	

1 調査の概要

(1) 調査の目的

教職員の人権意識、人権教育に関する指導力及び学校の組織的な取組への意識等の実態を把握し、人権教育推進上の課題解決に向けて重要となる、教職員の意識の高揚、人権教育の指導力向上等に関する研修の改善・充実に活かすとともに、今後の施策・事業等の充実のための基礎資料とする。

(2) 調査及び分析委託先

公益社団法人福岡県人権研究所

(3) アンケート調査期間

平成28年11月9日(水)～平成28年11月30日(水)

(4) 調査の対象

県内小学校・中学校(中等教育学校前期課程)・高等学校(中等教育学校後期課程)及び県立特別支援学校の校長・教職員21,547人(福岡市立学校・北九州市立学校を除く)から年齢・校種・職種・地域(学校の所在地域)の割合に基づいて無作為に抽出された3,000人を対象とした。(回収総数1,919、回収率64.0%)

(5) 調査の方法

質問紙は県教育庁人権・同和教育課から対象者の自宅に直接郵送した。回答者は、回答を記入した質問紙を同封の返信用封筒を利用して県教育庁あてに直接郵送した。

(6) 回答者の構成と回収状況

属性ごとの調査数・回答率は次のとおりである。

(ア) 年齢層別

年 齢	調査数	回収数	回収率	全回収数に占める割合
29歳以下	521	268	51.4%	14.0 %
30歳代	480	292	60.8%	15.2 %
40歳代	683	420	61.5%	21.9 %
50歳以上	1,316	907	68.9%	47.2 %
年齢無回答		32		1.7 %
	3,000	1,919	64.0%	

(イ) 校種別

校 種	調査数	回収数	回収率	全回収数に占める割合
小学校	1, 286	797	62. 0%	41. 5 %
中学校等	723	391	54. 1%	20. 4 %
高等学校等	746	525	70. 4%	27. 4 %
特別支援学校	245	171	69. 8%	8. 9 %
校種無回答		35		1. 8 %
	3, 000	1, 919	64. 0%	

(ウ) 職種別

職 種	調査数	回収数	回収率	全回収数に占める割合
校長	108	91	84. 3%	4. 7 %
副校長・教頭	119	96	80. 7%	5. 0 %
教諭等	2, 233	1, 405	62. 9%	73. 2 %
常勤講師等	540	293	54. 3%	15. 3 %
職種無回答		34		1. 8 %
	3, 000	1, 919	64. 0%	

(エ) 地区別

地 区	調査数	回収数	回収率	全回収数に占める割合
福岡地区	1, 085	683	62. 9%	35. 6 %
北九州地区	433	279	64. 4%	14. 5 %
北筑後地区	485	318	65. 6%	16. 6 %
南筑後地区	430	275	64. 0%	14. 3 %
筑豊地区	342	196	57. 3%	10. 2 %
京築地区	225	136	60. 4%	7. 1 %
地区無回答		32		1. 7 %
	3, 000	1, 919	64. 0%	

2 各設問の回答結果及び特徴点

問1 あなたは、「差別」について、どのような考えをお持ちですか。(ア)～(キ)それぞれについて、いずれか1つに○をつけてください。

1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらともいえない 4 あまりそう思わない 5 まったく思わない

(ア) 差別は人間として恥すべき行為である

(イ) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ

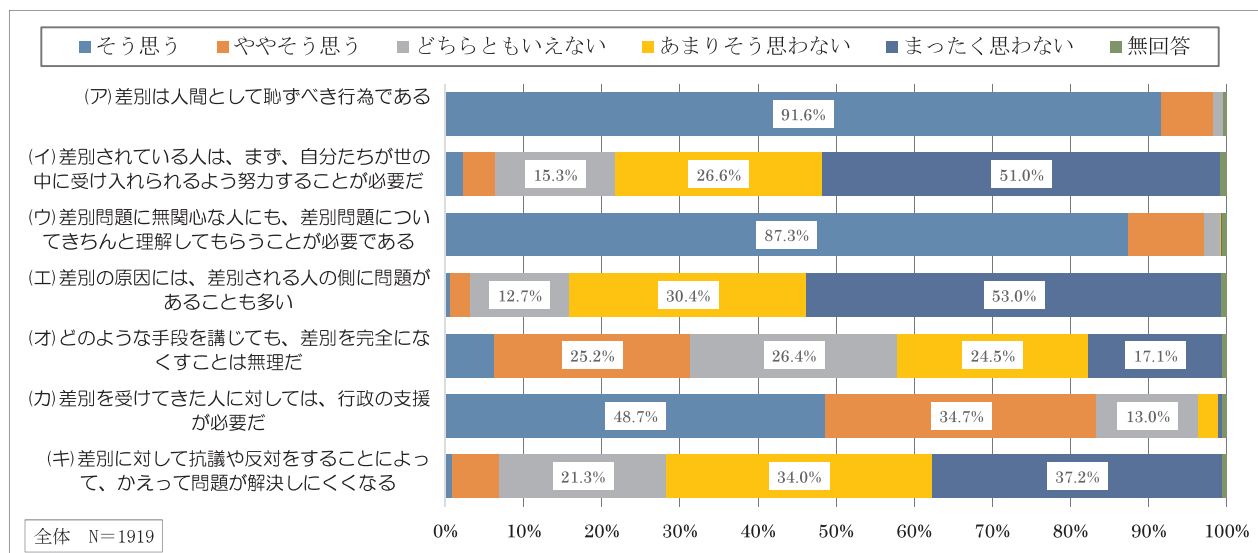
(ウ) 差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である

(エ) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い

(オ) どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ

(カ) 差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要だ

(キ) 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる



項目(ア)、(ウ)、(カ)は、「そう思う」と回答した割合が高い。年齢層別に示すと次のとおりである。

	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代	差
(ア) 差別は人間として恥すべき行為である	94.7	91.7	89.4	83.6	11.1P
(ウ) 差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	91.7	87.6	83.6	77.6	14.1P
(カ) 差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要だ	60.2	44.0	40.1	25.4	34.8P

項目(イ)について「まったく思わない」51.0%、「あまりそう思わない」26.6%で、合わせると77.6%であり、項目(エ)について「まったく思わない」53.0%、「あまりそう思わない」30.4%で合わせると83.4%である。年齢層別に示すと次のとおりで、20歳代の割合がやや低くなっている。

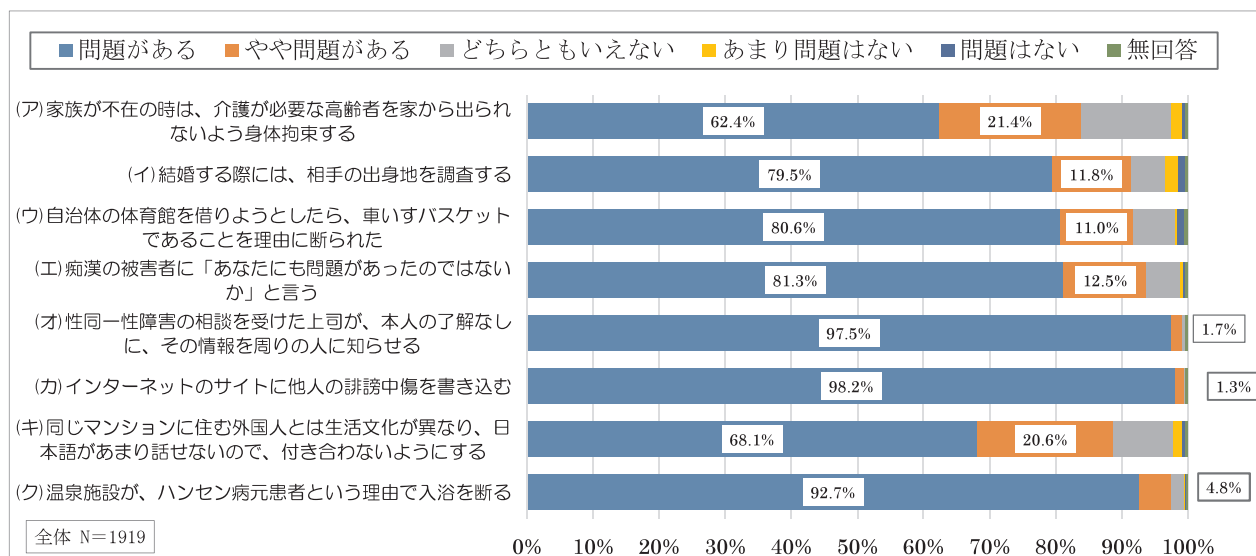
	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代	差
(イ) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	80.4	76.9	78.5	69.8	10.6P
(エ) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	86.2	82.6	82.2	78.0	8.2P

「どちらともいえない」とする態度を保留する回答が、項目(イ)が15.3%、項目(エ)が12.7%、項目(オ)が26.4%、項目(キ)が21.3%と多くなっている。

問2 あなたは、次のようなことがらについて、人権上問題があると思いますか。(ア)～(ク)それぞれについて、あなたの考えに近いものをいずれか1つに○をつけてください。

1 問題がある 2 やや問題がある 3 どちらともいえない 4 あまり問題はない 5 問題はない

- (ア) 家族が不在の時は、介護が必要な高齢者を家から出られないよう身体拘束する
- (イ) 結婚する際には、相手の出身地を調査する
- (ウ) 自治体の体育館を借りようとしたら、車いすバスケットであることを理由に断られた
- (エ) 痴漢の被害者に「あなたにも問題があったのではないか」と言う
- (オ) 性同一性障害の相談を受けた上司が、本人の了解なしに、その情報を周りの人に知らせる
- (カ) インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む
- (キ) 同じマンションに住む外国人とは生活文化が異なり、日本語があまり話せないので、付き合わないようにする
- (ク) 温泉施設が、ハンセン病元患者という理由で入浴を断る



各項目の「問題がある」と回答した割合を年齢層ごとに示すと次のようになる。

項目(ア)、(イ)、(エ)、(キ)、(ク)については、年齢層別の回答傾向に明確な差が認められる。項目(オ)、(カ)については問題意識が高く、年齢層別の有意な差はみられない。項目(ウ)については、わずかな差ではあるが、20歳代が最も高くなっている。

	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代	差
(ア) 家族が不在の時は、介護が必要な高齢者を家から出られないよう身体拘束する	67.0	62.9	56.2	54.1	12.9P
(イ) 結婚する際には、相手の出身地を調査する	84.5	80.0	75.3	67.2	17.3P
(ウ) 自治体の体育館を借りようとしたら、車いすバスケットであることを理由に断られた	80.0	79.8	81.5	83.2	3.4P
(エ) 痴漢の被害者に「あなたにも問題があったのではないか」と言う	84.5	82.4	79.1	72.4	12.1P
(オ) 性同一性障害の相談を受けた上司が、本人の了解なしに、その情報を周りの人に知らせる	97.9	97.6	97.6	96.3	1.6P
(カ) インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む	99.1	98.3	96.9	96.6	2.5P
(キ) 同じマンションに住む外国人とは生活文化が異なり、日本語があまり話せないので、付き合わないようにする	73.8	72.4	58.2	54.5	19.3P
(ク) 温泉施設が、ハンセン病元患者という理由で入浴を断る	94.7	94.3	91.1	85.1	9.6P

問3 あなたは、人権問題に関する知識や情報を得る手段としてどのようなことが有効だと思いますか。(ア)～(ケ)それぞれについて、いずれか1つに○をつけてください。

1 有効である 2 やや有効である 3 どちらともいえない 4 あまり有効でない 5 有効でない

(ア) 行政（県や市町村等）が行う研修会

(イ) 研究団体等が行う研修会

(ウ) 当事者団体等が行う地域での自主的な学習会

(エ) 校内研修会

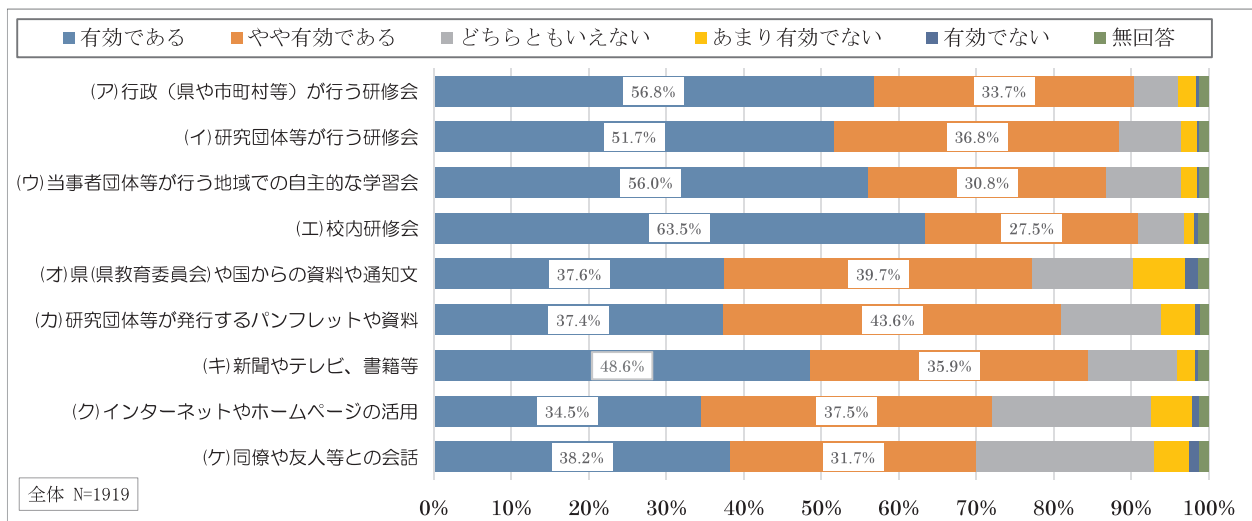
(オ) 県(県教育委員会)や国からの資料や通知文

(カ) 研究団体等が発行するパンフレットや資料

(キ) 新聞やテレビ、書籍等

(ク) インターネットやホームページの活用

(ケ) 同僚や友人等との会話



この設問は、回答傾向に年齢層の特徴がみられる。どの手段についても「有効である」とする積極的な回答をした割合は、50歳以上が最も高く、20歳代が最も低くなっている。

	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代
(ア)行政（県や市町村等）が行う研修会	60.7	56.4	55.1	46.3
(イ)研究団体等が行う研修会	56.4	50.7	48.6	40.7
(ウ)当事者団体等が行う地域での自主的な学習会	59.5	54.0	54.1	49.3
(エ)校内研修会	67.9	64.0	59.2	53.0
(オ)県(県教育委員会)や国からの資料や通知文	42.3	39.8	31.8	24.6
(カ)研究団体等が発行するパンフレットや資料	41.1	37.4	34.2	28.4
(キ)新聞やテレビ、書籍等	51.8	48.1	47.3	39.6
(ク)インターネットやホームページの活用	36.4	34.8	32.5	29.9
(ケ)同僚や友人等との会話	39.5	36.7	37.3	36.9

各年齢層、各校種とも「(エ) 校内研修会」を有効とする割合が最も高いが、その割合は小学校が最も高く、高等学校が最も低い。

校内研修会が「有効である」と答えた割合	小学校	中学校等	高等学校	特別支援学校
	69.4	60.1	58.7	59.6

問4 あなたは、さまざまな人権課題に関連する次のような法律や用語等について、どのような認識ですか。(ア)～(コ)それぞれについて、いずれか1つに○をつけてください。

1 人に説明できる 2 内容はおおよそ知っている 3 言葉だけは聞いたことがある 4 知らない

(ア) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(イ) DV(ドメスティックバイオレンス)

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)

(エ) インターネットによる人権侵害

(オ) 自己に関する情報をコントロールする権利

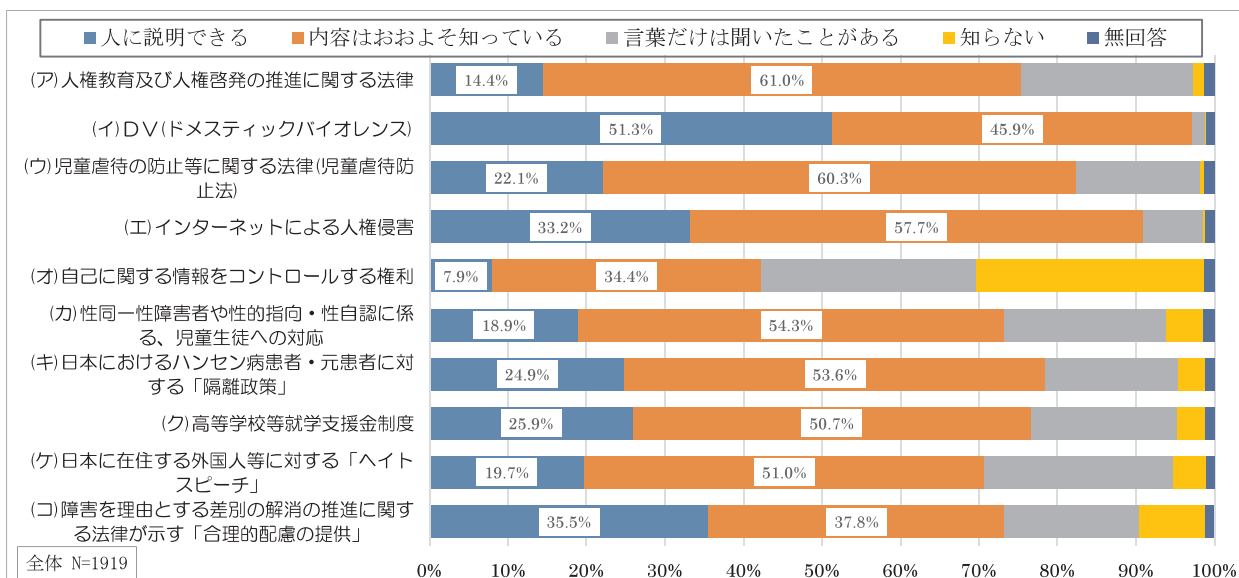
(カ) 性同一性障害者や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応

(キ) 日本におけるハンセン病患者・元患者に対する「隔離政策」

(ク) 高等学校等就学支援金制度

(ケ) 日本に在住する外国人等に対する「ヘイトスピーチ」

(コ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が示す「合理的配慮の提供」



この設問についても、項目の回答傾向に年齢層の特徴がみられた。該当項目について、「人に説明できる」とした割合が高い年齢層を順に示すと次のようになる。

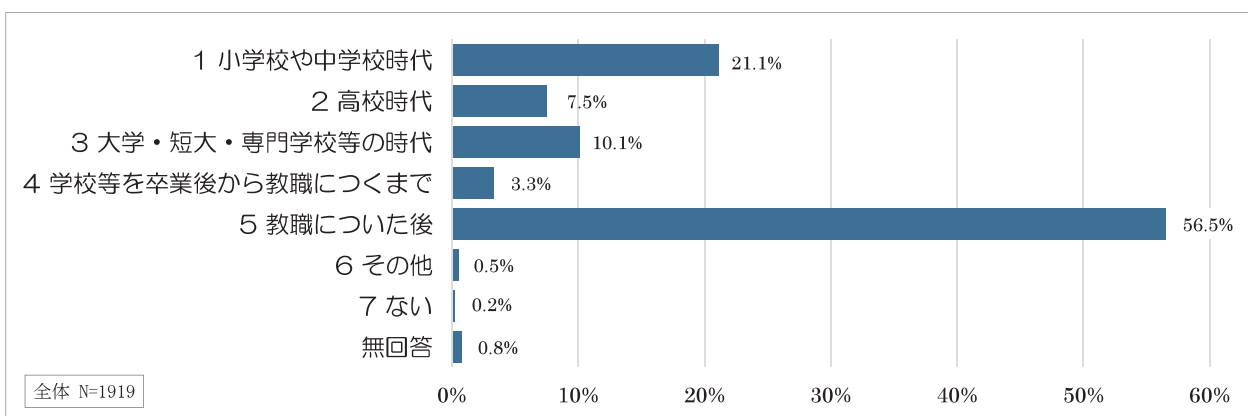
	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代	差
(ア) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	21.2	11.7	6.2	5.2	16.0P
(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	25.7	20.0	19.5	16.8	8.9P
(エ) インターネットによる人権侵害	37.2	32.4	28.4	27.2	10.0P
(オ) 自己に関する情報をコントロールする権利	10.9	7.9	3.8	2.6	8.3P
(カ) 性同一性障害者や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応	22.9	16.4	13.7	14.2	9.2P
(キ) 日本におけるハンセン病患者・元患者に対する「隔離政策」	32.7	21.7	16.4	12.7	20.0P
(ク) 高等学校等就学支援金制度	31.4	28.3	18.5	12.3	19.1P
(ケ) 日本に在住する外国人等に対する「ヘイトスピーチ」	24.4	17.9	15.4	13.4	11.0P
(コ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が示す「合理的配慮の提供」	38.3	34.5	31.2	33.6	7.1P

以上の年齢層間の差とは逆に、「(イ) DV(ドメスティックバイオレンス)」については「人に説明できる」とした割合は、次に示すようにわずかな差ではあるが、20歳代が最も高い。

	20歳代	30歳代	50歳以上	40歳代	差
(イ) DV(ドメスティックバイオレンス)	55.2	52.4	51.4	48.3	6.9P

問5 あなたが、差別や人権についてもっとも深く考える契機となったのは、いつですか。
次のうちから1つに○をつけてください。

- 1 小学校や中学校時代
- 2 高校時代
- 3 大学・短大・専門学校等の時代
- 4 学校等を卒業後から教職につくまで
- 5 教職についた後
- 6 その他(具体的に)
- 7 ない



全体の回答では、「5 教職についた後」(56.5%)と最も多く、「1 小学校や中学校時代」(21.1%)、「3 大学・短大・専門学校等の時代」(10.1%)、「2 高校時代」(7.5%)の順となっている。

各年齢層とも、高い割合の順は全体で示した順と同様である。上位4項目について各時期を選択した割合を年齢層ごとに高い順に示すと次のようになる。

5 教職についた後	50 歳以上	40 歳代	30 歳代	20 歳代	差
	62.0	56.2	50.0	44.8	17.2P

「5 教職についた後」については、経験年数に差があり、50 歳以上が最も高く、年齢層が高い方がそれを選択する割合は高い。

1 小学校や中学校時代	30 歳代	40 歳代	20 歳代	50 歳以上	差
	31.5	25.0	24.3	15.1	16.4P

「1 小学校や中学校時代」を30 歳代の31.5%が選択しており、他の年齢層より高い割合を示している。

3 大学・短大・専門学校等の時代	20 歳代	50 歳以上	40 歳代	30 歳代	差
	18.7	9.6	7.9	6.8	11.9P

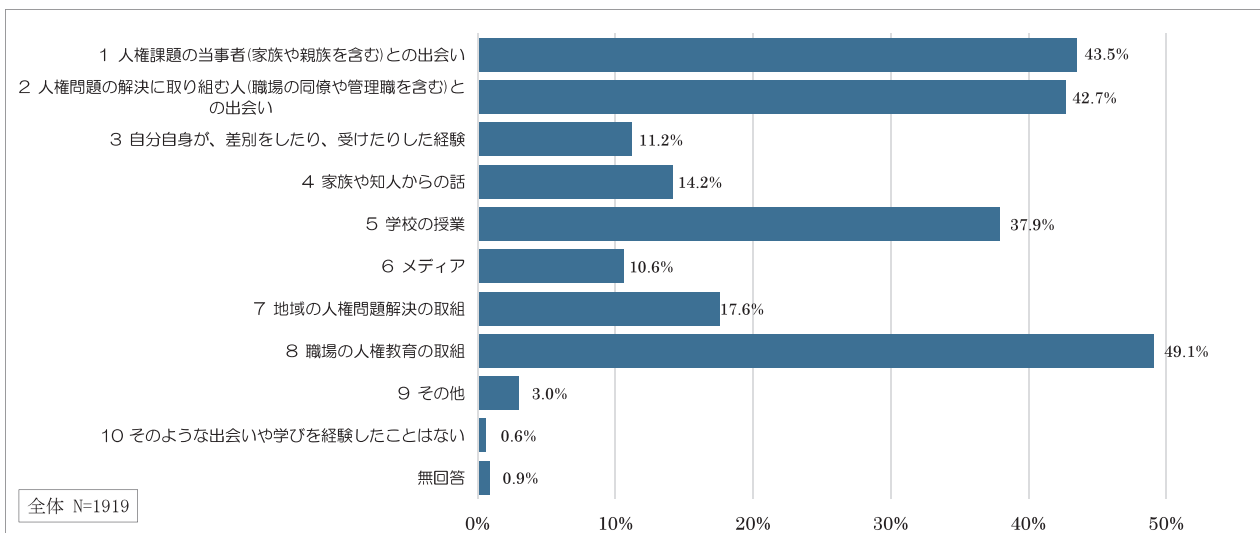
「3 大学・短大・専門学校等の時代」とした割合は、20 歳代が18.7%で、他の年齢層より9～12ポイント高くなっている。

2 高校時代	50 歳以上	20 歳代	40 歳代	30 歳代	差
	8.9	7.8	6.4	4.1	4.8P

「2 高校時代」とした割合は、特に年齢層で大きな差はない。

問6 あなたが、差別や人権についてもっとも深く考える契機となったのは、どのような出会いや学びですか。次のうちからあてはまるもの（複数回答可）に○をつけ、その内容を具体的にお書きください。

- 1 人権課題の当事者(家族や親族を含む)との出会い
- 2 人権問題の解決に取り組む人(職場の同僚や管理職を含む)との出会い
- 3 自分自身が、差別をしたり、受けたりした経験
- 4 家族や知人からの話
- 5 学校の授業
- 6 メディア
- 7 地域の人権問題解決の取組
- 8 職場の人権教育の取組
- 9 その他
- 10 そのような出会いや学びを経験したことはない



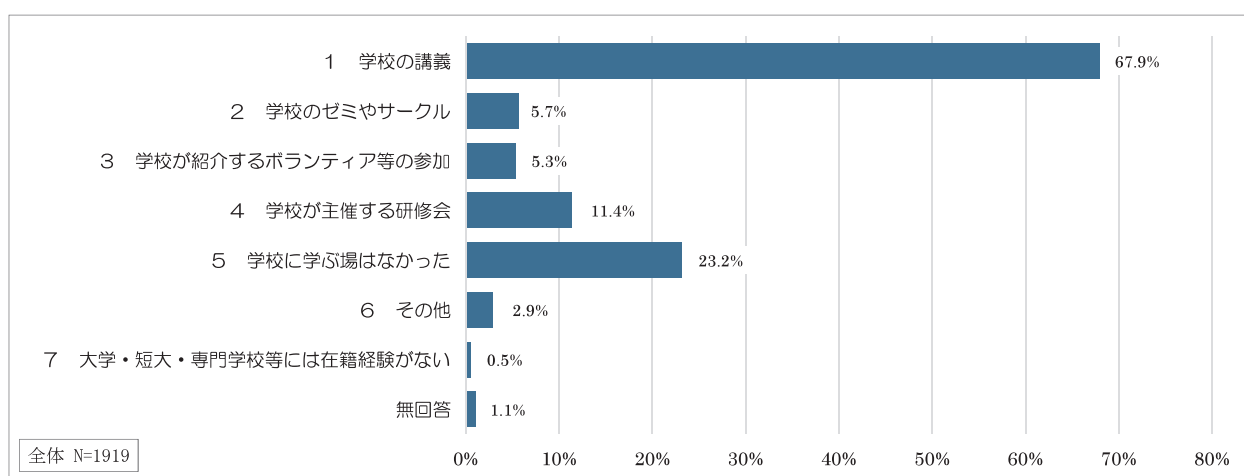
全体の回答では、「8 職場の人権教育の取組」が 49.1%と最も多く、次いで「1 人権課題の当事者(家族や親族を含む)との出会い」(43.5%)、「2 人権問題の解決に取り組む人(職場の同僚や管理職を含む)との出会い」(42.7%)、「5 学校の授業」(37.9%)となっている。

各項目を年齢層別で示すと、次のようになる。

	50 歳以上	40 歳代	30 歳代	20 歳代
1 人権課題の当事者(家族や親族を含む)との出会い	51.2	42.1	33.2	31.7
2 人権問題の解決に取り組む人(職場の同僚や管理職を含む)との出会い	50.2	42.1	32.2	29.5
3 自分自身が、差別をしたり、受けたりした経験	11.4	11.2	12.0	9.7
4 家族や知人の話	14.2	13.3	14.7	14.6
5 学校の授業	29.5	39.5	46.2	53.4
6 メディア	9.8	9.5	8.9	17.9
7 地域の人権問題解決の取組	19.6	17.6	15.8	12.7
8 職場の人権教育の取組	53.0	48.1	44.2	42.9

問7 大学・短大・専門学校等において、あなたにとって、人権教育に関してどのような学び場がありましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 学校の講義
- 2 学校のゼミやサークル
- 3 学校が紹介するボランティア等の参加
- 4 学校が主催する研修会
- 5 学校に学ぶ場はなかった
- 6 その他(具体的に)
- 7 大学・短大・専門学校等には在籍経験がない



全体の回答では、「1 学校の講義」(67.9%)と最も多く、次に「5 学校に学ぶ場はなかった」(23.2%)となっている。

選択した割合を年齢層別に示すと次のようになる。どの年齢層にも共通して、最も多いのが「1 学校の講義」、次が「5 学校に学ぶ場はなかった」である。「1 学校の講義」を回答した割合は、50歳以上の約60%、30・40歳代の約70%に対して20歳代は80%を超えている。「4 学校が主催する研修会」(8～12%)、「2 学校のゼミやサークル」(4～7%)、「3 学校紹介のボランティア等の参加」(3～8%)は、選択した数が少なく有意な差を見ることはできなかった。

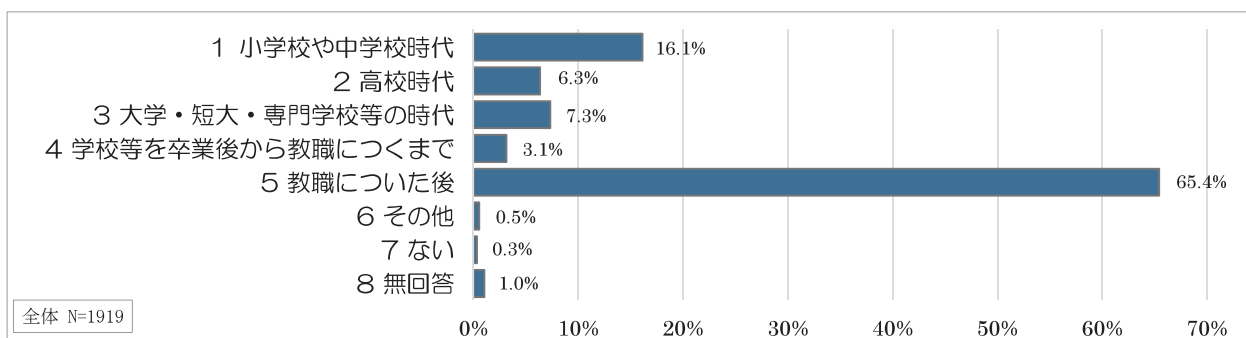
	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代	差
1 学校の講義	62.6	71.4	70.2	81.0	18.4P
2 学校のゼミやサークル	4.6	6.2	7.2	7.1	2.6P
3 学校が紹介するボランティア等の参加	4.2	3.8	8.2	8.2	4.4P
4 学校が主催する研修会	12.2	11.9	8.9	10.1	3.3P
5 学校に学ぶ場はなかった	26.5	21.4	21.9	14.9	11.6P

「1 学校の講義」、「5 学校に学ぶ場はなかった」を選択した割合を校種別に見ると次のようになった。

	小学校	中学校等	高等学校等	特別支援学校	差
1 学校の講義	73.9	68.5	61.0	65.5	12.9P
5 学校に学ぶ場はなかった	19.2	23.8	28.8	21.1	9.6P

問8 あなたが、同和問題についてもっとも深く考える契機となったのは、いつだと思えますか。次のうちから1つに○をつけてください。

- 1 小学校や中学校時代
- 2 高校時代
- 3 大学・短大・専門学校等の時代
- 4 学校等を卒業後から教職につくまで
- 5 教職についた後
- 6 その他(具体的に)
- 7 ない



回答した割合を高い順に示すと、次のようになる。

(/) 内の右側の数字は、問5の同じ選択肢の割合で、比較のために示す

- ① 5 教職についた後 (65.4% / 56.5%)
- ② 1 小学校や中学校時代 (16.1% / 21.1%)
- ③ 3 大学・短大・専門学校等の時代 (7.3% / 10.1%)
- ④ 2 高校時代 (6.3% / 7.5%)
- ⑤ 4 学校卒業後教職につくまで (3.1% / 3.3%)

各年齢層とも、高い割合の順は全体の平均で示した順と同様である。上位4項目について各時期を選択した割合を年代ごとに高い順に示すと次のようになる。

5 教職についた後	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代	差
	73.5 / 62.0	62.9 / 56.2	58.6 / 50.0	49.6 / 44.8	23.9P / 17.2P

「5 教職についた後」を選択する割合は、各年齢層とも、人権問題との出会いより 11.5 ポイント(50歳以上)～4.8 ポイント(20歳代)高くなっている。教職についてから同和問題と出会ったとする割合が、年齢層が高くなるほど多くなっている。

1 小学校や中学校時代	30歳代	20歳代	40歳代	50歳以上	差
	26.7 / 31.5	21.3 / 24.3	19.3 / 25.0	9.5 / 15.1	17.2P / 16.4P

問5の結果では20歳代と40歳代が入れ替わっている。

3 大学・短大・専門学校等の時代	20歳代	50歳以上	40歳代	30歳代	差
	16.4 / 18.7	6.2 / 9.6	6.2 / 7.9	3.8 / 6.8	12.6P / 11.9P

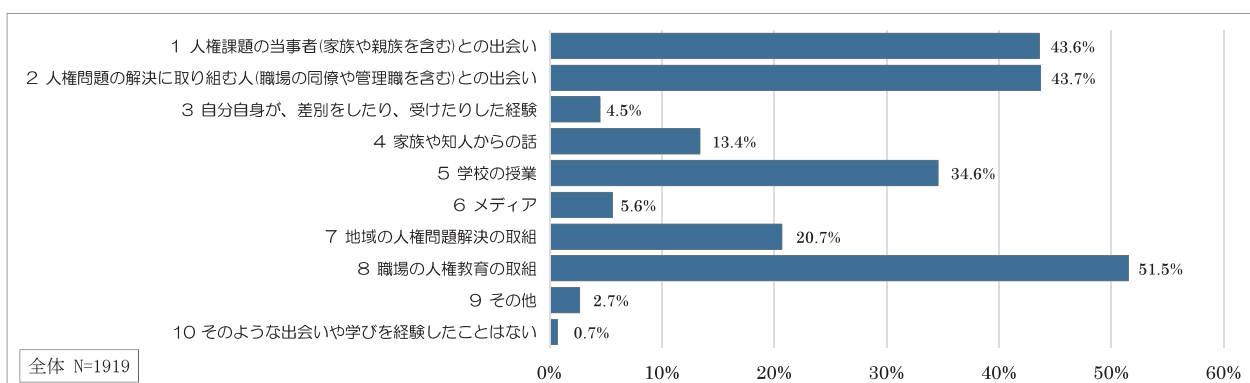
20歳代では、「3 大学・短大・専門学校等の時代」とした割合が 16.4%で、他の年齢層より 10～12 ポイント高い。

2 高校時代	20歳代	40歳代	50歳以上	30歳代	差
	8.2 / 7.8	7.4 / 6.4	5.8 / 8.9	4.8 / 4.1	3.4P / 4.8P

20歳代の「2 高校時代」とした割合が 8.2%で、わずかだが他の年齢層より高くなっている。

問9 あなたが、同和問題についてもっとも深く考える契機となったのは、どのような出会いや学びですか。次のうちからあてはまるもの（複数回答可）に○をつけ、その内容を具体的にお書きください。

- 1 人権課題の当事者(家族や親族を含む)との出会い
- 2 人権問題の解決に取り組む人(職場の同僚や管理職を含む)との出会い
- 3 自分自身が、差別をしたり、受けたりした経験
- 4 家族や知人からの話
- 5 学校の授業
- 6 メディア
- 7 地域の人権問題解決の取組
- 8 職場の人権教育の取組
- 9 その他
- 10 そのような出会いや学びを経験したことはない



問6（人権問題）と比べ、全体では、項目2と1の順位及び項目6と3の順位が入れ替わったことの2点である。

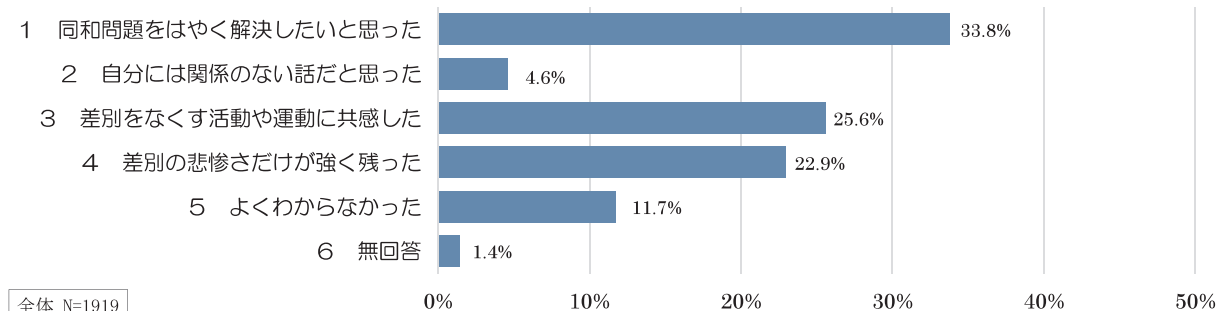
年齢層別も、問6と比べ、「5 学校の授業」が少し減り、「8 職場の人権教育の取組」が少し増える傾向を示した。特に、30歳代にあつては、「8 職場の人権教育の取組」が4.4ポイント増えている。また、50歳以上では同和問題に深く向き合う契機として「1 人権課題当事者との出会い」や「2 人権問題の解決に取り組む人との出会い」の割合が問6より更に高くなる傾向を示している。一方、20歳代は、問6よりも「1 人権課題の当事者との出会い」が8.2ポイント少なく、30歳代、40歳代ともに少ない傾向を示している。

	50歳以上	40歳代	30歳代	20歳代
1 人権課題の当事者(家族や親族を含む)との出会い	54.8	41.9	29.8	23.5
2 人権問題の解決に取り組む人(職場の同僚や管理職を含む)との出会い	53.3	42.1	30.8	28.7
3 自分自身が、差別をしたり、受けたりした経験	5.1	4.3	4.1	2.6
4 家族や知人の話	13.9	12.4	12.7	13.4
5 学校の授業	26.0	38.6	43.2	47.8
6 メディア	6.1	4.5	6.5	5.6
7 地域の人権問題解決の取組	21.7	21.4	19.5	16.8
8 職場の人権教育の取組	55.5	49.8	48.6	44.4

また、校種別にみると「職場の人権教育の取組」が、小学校は55.3%、中学校は56.5%、高等学校は47.6%であり、各校種とも問6（小学校52.9%、中学校51.4%、高等学校45.1%）よりも高い割合を示している。特別支援学校で最も高いのは、問6では「人権課題の当事者との出会い」だったが、ここでは「職場の人権教育の取組」が最も高くなっている。

問 10 あなたが、同和問題を初めて知った時の気持ちにもっとも近いと思うものを次のうちから1つに○をつけてください。

- 1 同和問題を早く解決したいと思った
- 2 自分には関係のない話だと思った
- 3 差別をなくす活動や運動に共感した
- 4 差別の悲惨さだけが強く残った
- 5 よくわからなかった



選択した割合を高い順に並べると、①「1 同和問題を早く解決したいと思った」(33.8%) ②「3 差別をなくす活動や運動に共感した」(25.6%) ③「4 差別の悲惨さだけが強く残った」(22.9%)、④「5 よくわからなかった」(11.7%) ⑤「2 自分には関係のない話だと思った」(4.6%) となる。

なお、各選択肢ごとに、選択した年齢層別の割合を示すと次のようになる。

	50 歳以上	40 歳代	30 歳代	20 歳代	差
1 同和問題を早く解決したいと思った	36.2	36.9	26.4	30.2	10.5P
2 自分には関係ない話だと思った	4.9	4.5	5.5	2.6	2.9P
3 差別をなくす活動や運動に共感した	28.2	25.0	25.0	19.8	8.4P
4 差別の悲惨さだけが強く残った	18.2	21.2	28.4	34.3	16.1P
5 よくわからなかった	10.8	10.7	13.7	13.1	3.0P

肯定的な印象と考えられる「1 同和問題を早く解決したいと思った」、「3 差別をなくす活動や運動に共感した」を合わせた割合を高い順に示すと次のようになる。

「1 同和問題を早く解決したいと思った」、「3 差別をなくす活動や運動に共感した」を合わせた割合	50 歳以上	40 歳代	30 歳代	20 歳代	差
	64.4	61.9	51.4	50.0	14.4P

否定的な印象と考えられる「2 自分には関係ない話だと思った」、「4 差別の悲惨さだけが強く残った」、「5 よくわからなかった」を合わせた割合を高い順に示すと次のようになる。

「2 自分には関係ない話だと思った」、「4 差別の悲惨さだけが強く残った」、「5 よくわからなかった」を合わせた割合	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上	差
	50.0	47.6	36.4	33.9	16.1P

問 11 あなたは、次のさまざまな法律や制度・用語等について、どのような認識ですか。
(ア)～(ク)それぞれについて、いずれか1つに○をつけてください。

1 人に説明できる 2 内容はおおよそ知っている 3 言葉だけは聞いたことがある 4 知らない

(ア) 明治政府の「解放令」

(イ) 水平社宣言

(ウ) 同和对策審議会答申

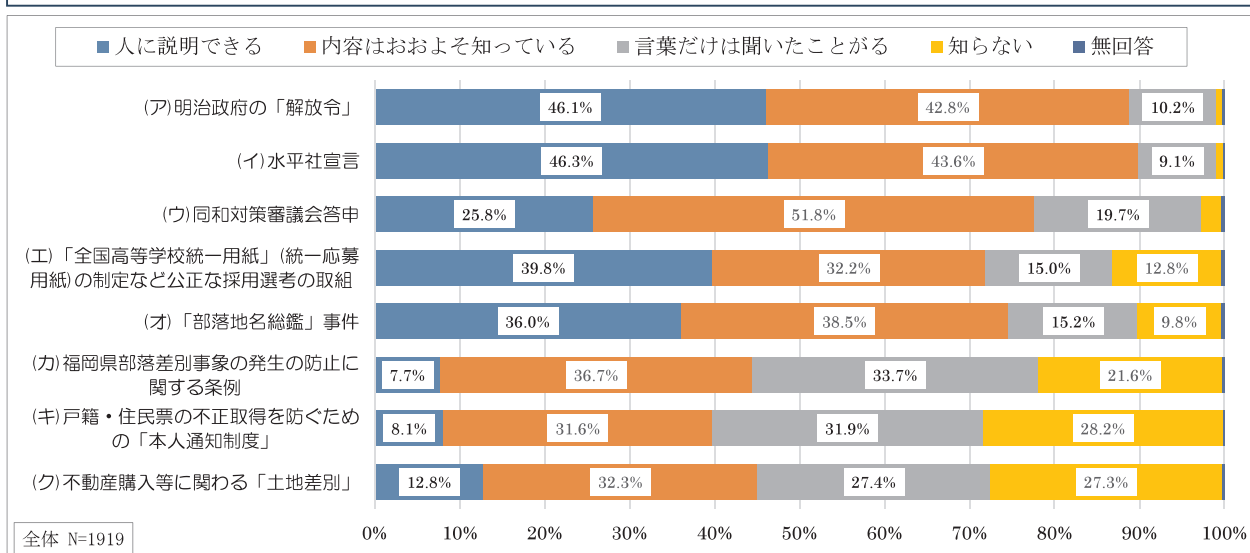
(エ) 「全国高等学校統一用紙」(統一応募用紙)の制定など公正な採用選考の取組

(オ) 「部落地名総鑑」事件

(カ) 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例

(キ) 戸籍・住民票の不正取得を防ぐための「本人通知制度」

(ク) 不動産購入等に関わる「土地差別」



回答傾向に年齢層の特徴がみられる項目がある。項目について、「人に説明できる」とした年齢層別の割合を示すと次のようになる。

	50 歳以上	40 歳代	30 歳代	20 歳代	差
(ア) 明治政府の「解放令」	56.2	44.0	37.7	23.5	32.7P
(イ) 水平社宣言	57.3	44.5	38.4	20.5	36.8P
(ウ) 同和对策審議会答申	35.8	26.4	11.6	6.3	29.5P
(エ) 「全国高等学校統一用紙」など公正な採用選考の取組	48.2	43.3	30.1	16.4	31.8P
(オ) 「部落地名総鑑」事件	45.8	32.4	26.7	18.7	27.1P
(カ) 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例	10.3	7.9	4.1	2.6	7.7P
(キ) 戸籍・住民票の不正取得を防ぐための「本人通知制度」	9.5	7.4	7.9	4.5	5.0P
(ク) 不動産購入等に関わる「土地差別」	16.1	11.0	11.0	6.7	9.4P

どの法律や用語についても「説明できる」とする割合は、50 歳以上が最も高く、年齢層の順に低くなっている。

問 12 次のさまざまな意見について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(ア)～(キ)それぞれについて、いずれか1つに○をつけてください。

1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらともいえない 4 あまりそう思わない 5 まったくそう思わない

(ア) 部落差別に対して、心から怒りを感じる

(イ) 同和地区の住民だけに特別な施策を実施したこと自体が差別だ

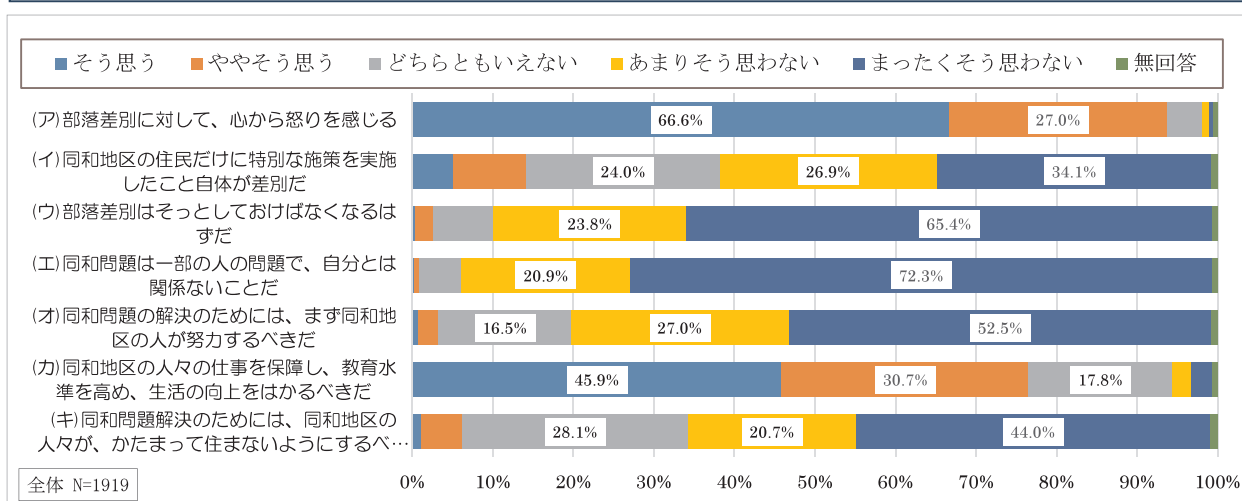
(ウ) 部落差別はそっとしておけばなくなるはずだ

(エ) 同和問題は一部の人の問題で、自分とは関係ないことだ

(オ) 同和問題の解決のためには、まず同和地区の人が努力するべきだ

(カ) 同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上をはかるべきだ

(キ) 同和問題解決のためには、同和地区の人々が、かたまって住まないようにするべきだ



全体の回答では、項目（ア）、（カ）では、「そう思う」と選択した割合が最も多く、その他の項目では、「まったくそう思わない」と選択した割合が最も多い。

各選択肢ごとに、選択した（項目（ア）、（カ）については「そう思う」、それ以外については「まったくそう思わない」）割合を年齢層に示すと次のようになる。

（▲は、「まったくそう思わない」の割合、他は「そう思う」の割合）

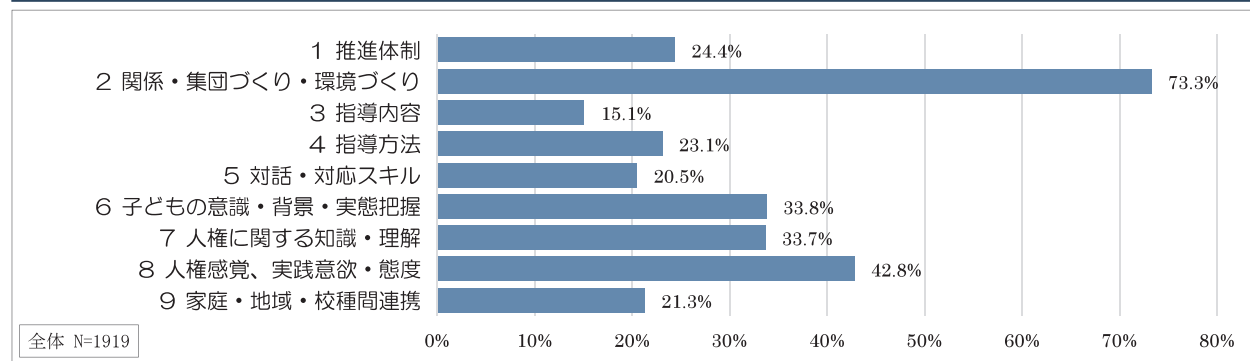
	50 歳以上	40 歳代	30 歳代	20 歳代	差
(ア) 部落差別に対して、心から怒りを感じる	75.1	65.7	59.6	47.0	28.1P
(イ) 同和地区の住民だけに特別な施策を実施したこと自体が差別だ	▲48.6	▲32.1	▲18.5	▲6.7	41.9P
(ウ) 部落差別はそっとしておけばなくなるはずだ	▲72.9	▲66.2	▲58.9	▲47.8	25.1P
(エ) 同和問題は一部の人の問題で、自分とは関係ないことだ	▲80.2	▲75.0	▲64.0	▲50.7	29.5P
(オ) 同和問題の解決のためには、まず同和地区の人が努力すべきだ	▲57.6	▲54.8	▲47.9	▲37.7	19.9P
(カ) 同和地区の人々の仕事を保障し、教育水準を高め、生活の向上を図るべきだ	52.4	43.8	40.1	34.0	18.4P
(キ) 同和問題解決のためには、同和地区の人々が、かたまって住まないようにするべきだ	▲51.2	▲41.7	▲38.4	▲29.1	22.1P

各項目について選択した割合（項目（ア）、（カ）については「そう思う」、それ以外については「まったくそう思わない」）が、どの設問も 50 歳以上が高く、年齢層が下がると、割合も下がっている。その差が約 20 ポイント～40 ポイントに及ぶという結果となっている。

**問 13 あなたが、学校における人権教育を進める上で特に重要だと思う内容は、何ですか。
次のうちから3つまでの範囲で○をつけてください。**

- | | |
|---|--------------------|
| 1 学校における人権教育の推進体制等に関する内容
(組織、計画、取組の評価など) | 【1 推進体制】 |
| 2 児童生徒の関係づくり、学級等の集団づくり、人権が尊重される環境づくり等に関する内容 | 【2 関係・集団づくり・環境づくり】 |
| 3 人権教育の指導内容等に関する内容 | 【3 指導内容】 |
| 4 人権教育の指導方法等に関する内容
(「協力」「参加」「体験」を取り入れた指導方法、児童生徒の自主性を尊重した指導方法など) | 【4 指導方法】 |
| 5 聞く技術、話す技術をはじめ、他者との対話・対応スキルに関する内容 | 【5 対話・対応スキル】 |
| 6 子どもの意識、子どもが抱える問題などについての現状・背景等に関する内容 | 【6 子どもの意識・背景・実態把握】 |
| 7 人権尊重の理念や個別的な人権課題等に対する教職員自身の知識・理解を深めるための内容 | 【7 人権に関する知識・理解】 |
| 8 教職員自身の人権感覚の涵養のための内容
(ステレオタイプや偏見を見極める感覚、人権の実現のために行動しようとする意欲・態度など) | 【8 人権感覚、実践意欲・態度】 |
| 9 家庭・地域、関係機関との連携や校種間の連携した内容 | 【9 家庭・地域・校種間連携】 |

選択肢の内容を簡略化して、次の【 】内を見出しとした



各年齢層別の上位5項目を挙げると次のようになる。

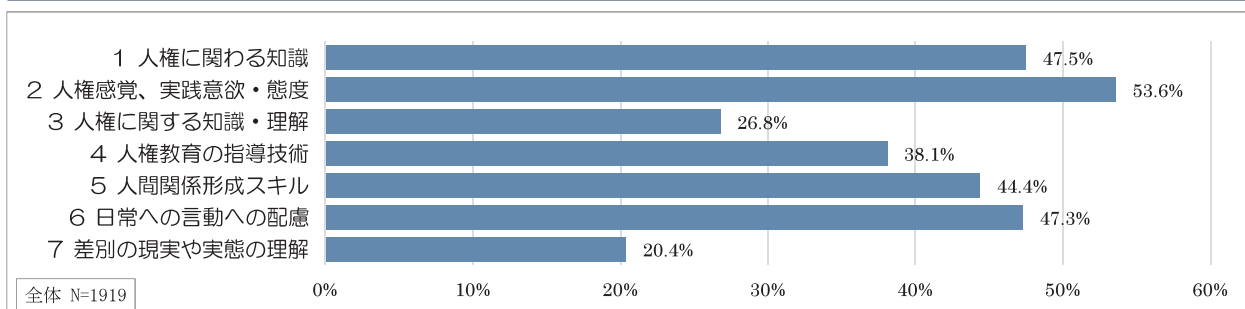
	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
①	2 関係・集団づくり・環境づくり (73.9%)	2 関係・集団づくり・環境づくり (75.7%)	2 関係・集団づくり・環境づくり (72.9%)	2 関係・集団づくり・環境づくり (72.2%)
②	6 子どもの意識・背景・実態把握度 (40.7%)	8 人権感覚、実践意欲・態度 (39.4%)	8 人権感覚、実践意欲・態度 (40.5%)	8 人権感覚、実践意欲・態度 (45.6%)
③	8 人権感覚、実践意欲・態度 (39.2%)	6 子どもの意識・背景・実態把握度 (37.7%)	6 子どもの意識・背景・実態把握度 (36.0%)	7 人権に関する知識・理解 (36.5%)
④	7 人権に関する知識・理解 (31.0%)	7 人権に関する知識・理解 (30.5%)	7 人権に関する知識・理解 (31.2%)	1 推進体制 (29.5%)
⑤	5 対話・対応スキル (27.6%)	5 対話・対応スキル (26.7%)	1 推進体制 (22.9%)	6 子どもの意識・背景・実態把握度 (29.4%)

各年齢層、各校種、各職種とも、「2 児童生徒の関係づくり、学級等の集団づくり、人権が尊重される環境づくり等に関する内容」が高い割合(約70～80%)で1位である。

2位以下は、年齢層によりやや異なる傾向が示されている。20歳代では2位、30歳代、40歳代は3位に「6 子どもの意識、子どもが抱える問題などについての現状・背景等に関する内容」が挙げられる。一方50歳以上は、2位に「8 教職員自身の人権感覚の涵養のための内容」、3位に「7 人権尊重の理念や個別的な人権課題等に対する教職員自身の知識・理解を深めるための内容」が挙げられる。さらに、4位に「学校における人権教育の推進体制等に関する内容」が挙げられるなど、特徴がみられる。

問 14 あなたは、児童生徒の人権教育に携わるに当たって、現在、あなた自身が特に身に付けなければならないことは何ですか。次のうちから3つまでの範囲で○をつけてください。

- 1 人権に関わる知識を深めること 【1 人権に関わる知識】
(人権発展の歴史や人権侵害の現状について、関連の法規・条約についてなど)
- 2 人権感覚を養うこと 【2 人権感覚、実践意欲・態度】
(ステレオタイプや偏見を見きわめる感覚、人権の実現のために行動しようとする意欲・態度など)
- 3 自分に身近な人権問題、個別の人権課題等に関する理解を深めること 【3 人権に関する知識・理解】
- 4 人権教育の指導技術を高めること 【4 人権教育の指導技術】
(人権学習への主体的参加意欲の喚起、効果的な発問、気付きへの導きなど)
- 5 児童生徒をはじめとした他者との望ましい人間関係を形成するためのスキルを高めること 【5 人間関係形成スキル】
(他者に受容的に接する技能、共感的な人間関係を築く力など)
- 6 人権尊重の観点から、日常の様々な場面における言動等に配慮すること 【6 日常の言動への配慮】
- 7 家庭訪問等をとおして、個別の人権課題の被差別当事者の願いや思いを聴き、差別の現実や実態を理解すること 【7 差別の現実や実態の理解】



全体の回答では、「2 人権感覚を養うこと」が、53.6%と最も高く、次いで「1 人権に関わる知識を深めること」(47.5%)、「3 人権尊重の観点から、日常の様々な場面における言動等に配慮すること」(47.3%)、「5 児童生徒をはじめとした他者との望ましい人間関係を形成するためのスキルを高めること」(44.4%)となっている。

各年齢層別の結果については、上位5項目を挙げると次のようになる。

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
①	1 人権に関わる知識 (69.8%)	1 人権に関わる知識 (59.6%)	2 人権感覚、実践意欲・態度 (53.8%)	2 人権感覚、実践意欲・態度 (55.8%)
②	2 人権感覚、実践意欲・態度 (49.3%)	2 人権感覚、実践意欲・態度 (50.0%)	1 人権に関わる知識 (48.3%)	6 日常の言動への配慮 (47.7%)
③	4 人権教育の指導技術 (45.5%)	6 日常の言動への配慮 (48.3%)	6 日常の言動への配慮 (47.6%)	5 人間関係形成スキル (44.5%)
④	6 日常の言動への配慮 (44.4%)	5 人間関係形成スキル (44.9%)	5 人間関係形成スキル (45.7%)	1 人権に関わる知識 (37.0%)
⑤	5 人間関係形成スキル (41.8%)	4 人権教育の指導技術 (42.8%)	4 人権教育の指導技術 (39.5%)	4 人権教育の指導技術 (33.8%)

各年齢層に共通している特徴は、上位に「1 人権に関わる知識を深めること」、「2 人権感覚、実践意欲・態度」、下位に「3 自分に身近な人権問題、個別の人権課題等に関する理解を深めること」、「7 家庭訪問等をとおして、個別の人権課題の被差別当事者の願いや思いを聴き、差別の現実や実態を理解すること」が挙げられていることである。

3 各設問の回答結果に関する考察

問1

「(ア)差別は人間として恥ずべき行為である」について、「そう思う」と回答した割合は全体で91.6%である。平成28年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」(以下、「県民意識調査」という。)の類題「差別を受けたと聞くと、心から怒りを感じる」に「そう思う」と回答した者の割合は48.9%、類題「今の時代に部落差別をするような人は人間として失格である」に「そう思う」と回答した者の割合は43.7%であったことと比較すると、教職員の人権に関する意識は大変高い割合になっている。また「(ウ)差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」との問いに対して「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は合わせて97.1%あり、教育・啓発の必要性を認識していると考えられる。

「(イ)差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるように努力することが必要だ」、「(エ)差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」の項目は、同和対策審議会答申(1965年)で否定されたいわゆる「部落責任論」に通じる考えであり、「いじめはいじめられる側にも問題がある」と共通する考え方である。被差別の側に責任があるとする項目に対し、「まったく思わない」「あまりそう思わない」の回答が、77.6%に留まり、約4人に1人は否定的な意識を持ち得ていない状況である。同様に、「(キ)差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」という、いわゆる「寝た子を起こすな」の考えに対して否定的な回答は71.2%に留まっている。

差別は恥ずべき行為であり、教育・啓発の必要性を認識しているが、一方で、「(オ)どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ」と感じている回答が、判断を保留している者を含め、47.8%ある。

なお、「(カ)差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要だ」は、問題解決に果たす行政の責務や様々な課題に応じて特別措置が講じられているが、全体的に肯定的な見方が少ない結果となっている。また、各年齢層別の回答傾向の差(最大34.8ポイント)が大きくなっている。人権課題解決にとって行政の役割や特別措置の意義等、政治的教養が十分身に付いていない傾向がある。

人権に関する意識では、年齢層別、職種別に差があり、年齢や経験年数が高いほど、意識が高い結果が示された。若年層における人権意識については、これまでの同和教育、人権教育のあり方が問われる結果が明らかになったとともに、今後の研修の重要性を示唆している。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、人権教育における指導方法の基本原則として、児童生徒が「感じ、考え、行動する」ことを通して、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けていくという学習過程を示している。これは、民主主義の手続きを身に付けた市民(主権者)を育てるプロセスであり、教職員自身が身に付けておきたい公民的資質の一つである。

問 2

「(オ)性同一性障害の相談を受けた上司が、本人の了解なしに、その情報を周りの人に知らせる」、「(カ)インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む」について年齢層による差がみられない状態になった背景としては、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」等の国や県からの通知や新しく施行された法令の周知、差別事象に関する対応や指導等の周知、SNS 等の利用状況や人権に関する研修や取組が行われていること等が反映していると考えられる。

なお、「(イ)結婚する際には、相手の出身地を調査する」について、校長の 7.7%、副校長・教頭の 11.5%が「やや問題がある」、「どちらともいえない」と、結婚差別の問題に対して明確な判断をしていない。現実には発生する事象に気づいたり、判断したり、対応したりするためにも、確固たる知識や人権感覚が必要である。

問 3

校種による校内研修の位置付け方、時間設定の仕方、研修内容・方法・形態の工夫の仕方、人権教育推進のための研修と校内研究推進のための研修との関連のさせ方等々、自分が経験した校内研修の様子に基づいて評価した結果、回答にばらつきが出たと考えられる。

有効性の割合が低い「(オ)県や国からの資料や通知文」、「(カ)研究団体等が発行するパンフレットや資料」、「(キ)新聞やテレビ、書籍等」、「(ク)インターネットやホームページの活用」、に共通することは、

- (a) 問題意識を持って主体的・自主的に取り寄せ、選択することで学びが生まれる
- (b) 問題意識を持って「読む」という主体的な行動をすることで学びが生まれる
- (c) そのために時間確保や、情報収集方法を工夫し、学びを習慣化する必要がある

という点である。研修会や学習会には参加して効果があったと考えるが、自ら問題意識を持って情報を集めたり、読んだり、学んだりすることも併せて重要であるとする。

なお、自由記述では、授業づくりや生徒指導等で同僚や友人と協働作業をすることが、教職の専門性や資質の向上にとって効果があるとする積極的な記述が比較的多くみられた。関連する項目では「(ケ)同僚や友人等との会話」があるが、それを「有効である」と回答した割合は 30%台で他の項目と比べて低い。ただし、それに「やや有効である」を加えた割合は、年齢層や校種、職種にはほぼ共通して 70%前後（全体で 69.9%）になる。その一方で、20～23%前後が「どちらともいえない」と回答している。回答者一人一人が、自分が体験した同僚との会話体験の様子（内容や質、量、雰囲気等）に基づいて、その効果に対する評価を行った結果、回答にばらつきが出たと考えられる。

問 4

先の問 2 では、「(オ)性同一性障害の相談を受けた上司が、本人の了解なしに、その情報を周りの人に知らせる」、「(カ)インターネットのサイトに他人の誹謗中傷を書き込む」についての関心・認識が高く年齢層による差が少ない傾向が見られたが、問 4 では「説明できる」とした割合が低くなっている（問 4 「(カ)性同一性障害者や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応」で「説明できる」と回答した割合は 18.9%、問 4 「(エ)インターネットによる人権侵害」で「説明できる」と回答した割合は 33.2%）。問 2 で「それは人権侵害だ」と

認識しているが、問4では「知っているが他者に内容を説明するまでには至っていない」という状況が示されているといえる。

学校現場では、子どもや保護者からとっさに投げかけられる質問に答えたり、突然起こる差別発言や差別落書の問題点を明らかにしたり、校内外の方々と連携して人権尊重の学校づくりに向けた信頼関係を構築したりしなくてはならない場面が多くある。そのことから、職種、年齢層に関わらず、すべての職員が確固たる認識を持つことやその知識や技能を常に更新することが求められる。

本設問に示された法律や用語は、法・条例等に基づいて全体の奉仕者として職務を遂行する公務員として、さらに、人権尊重社会をつくり担っていく人間を育てていく任務を持った教職員として、身に付けておくべき必須の知識事項であるとともに、職務遂行の根拠となる事項である。教職員にとって身近であるはずの現代的課題や知識事項において、その認知度（「説明できる」とした割合）は極めて低い状況が示されている。

例えば、「合理的配慮」についての知識がないために保護者からのニーズに対する判断を誤ったり、人権侵害事象に気付かなかつたり、虐待の実態に直面しても通報義務を果たせなかつたり、児童生徒の進路選択の局面で適切な情報提供や選択肢の提示ができなかつたり等、人権教育や人権施策についての認識がないことによるリスクについて十分に認識しておく必要がある。

学校にあっては、児童生徒をはじめ、家庭、地域の要望に十分対応するためにも、「説明できる」だけの知識や認識が必要である。さらに、校長は様々な場面で様々な対象者に学校経営について説明したり、児童生徒に講話したりする機会が多いが、「説明できる」と回答した割合が75%を超えた項目はなく、中でも50%に達しない項目が5項目もあるという状況では、講話等の内容から人権関係の話題が取り上げられなくなることが危惧される。

問5

「5 教職についた後」については、経験年数を経ることによって、深く考えるきっかけとなる出来事に出会うと考えられるから、年齢層が高い方がその項目を選択する割合が多くなることが想定できる。

「1 小学校や中学校時代」については30歳代が最も多く、31.5%が選択している。30歳代にとって小学校時代（仮に11歳とする）・中学校時代（仮に14歳とする）は本調査年から約16～28年前、1988（昭和63）年～2000（平成12）年ごろである。回答者の出身地は本県とは限らないが、本県の同和教育にとってその時期は、福岡県同和教育実態調査（1990年）、中学校区事業（学力向上、肯定的セルフイメージの高揚、家庭・地域の教育力の向上）のはじまりと広がり、同和教育副読本「かがやき」の作成・活用・実践交流、そして人権教育のための国連10年（1995年～2004年）を契機としたこれまでの同和教育の再構築等、事業法期限（2002年3月）を見据えて学校、行政、研究者、関係機関・団体等が様々な試みを行った時期である。効果的な教員定数の活用の工夫、体験的参加型学習の実践、全教育活動を通じた人権・同和教育の実践等々、当時の小・中学生にとっても印象に残る教育活動が行われていたことが考えられる。

次に多かった40歳代（25.0%）の小・中学校時代は1978（昭和53）年～1990（平成2）年ごろで、学校の「荒れ」、「非行・低学力」、「差別を許さない仲間づくり」、部落問題や部落

史についての学習、「部落地名総鑑」の発覚、就職差別と全国高等学校統一用紙等との取組とともに、授業公開、検証、交流も盛んに実施され、当時の小・中学生にとっても印象に残る教育活動が行われていたことが考えられる。

20 歳代では、「3 大学・短大・専門学校等の時代」とした割合が 18.7%で、他の年代より 9～12 ポイント高くなっている。教職員の大量退職時代を迎え、現場における世代間交流・継承、大学等と連携した教員の専門性の向上策が課題となっているが、今後、この数字がどのように変化するか留意したい。

なお、「6 その他」として、「教育実習中の研修会、人との出会い」、「中学生のときの読書体験」、「民間企業時代の研修」などがあつた。

問 6

選択肢の中で「8 職場の人権教育の取組」が、校種別に見ても、小学校(52.9%)、中学校(51.4%)、高等学校(45.1%)と最も高い。職場に人権教育の取組があり、職場に通うこと、そのことで研修(専門性の向上)につながるという OJT (オンザジョブトレーニング) の機能が活かされている点に留意したい。なお、特別支援学校で最も多いのは「1 人権課題当事者との出会い」(40.9%)である。

問 7

「1 学校の講義」を経験した割合は、50 歳以上の約 60%、30・40 歳代の約 70%に対して 20 歳代は 80%を超えている。本調査結果では様々な面で若い年齢層の教員の認識等について、高い年齢層のそれよりも低い結果が多くみられるが、この項目では、大学・短大・専門学校等での学習機会は若い年齢層の方が多い。

ゼミやサークル、ボランティアなどの割合は低く、大学等で自主的に学ぶ機会が少ない状況が示されている。一方で、「6 その他」に書かれた内容をみると、「あつたのかもしれないが気づいていなかった」、「あつたのかもしれないが関心が薄かったため記憶にない」、「学ぶ意欲や意識が不足していた」、「学ぶ場を見つけようとしなかった」等、受講する側の意識の在り方も大きく関係している。大学等での講義を体験せず、自主的な学びもなく、教職に就く割合が 20～30%以上ある。

問 8

問 5 と同様、経験年数を経ることによって「深く考えるきっかけ」となる出来事に出会う機会が多いことから、年齢層が高い方が「5 教職についた後」を選択する割合は多くなると考えられる。ただし、「5 教職についた後」を選択する割合は、各年齢層とも、人権問題との出会いより 11.5 ポイント(50 歳以上)～4.8 ポイント(20 歳代)高くなっている。教職に就いてから同問題と出会ったとする割合が、年齢層が高くなるほど多くなっていることがわかる。

「1 小学校や中学校時代」を 30 歳代の 26.7%が選択している。問 5 の考察で示したように、30 歳代の小・中学校時代は 1988 (昭和 63) 年～2000 (平成 12) 年ごろである。社会科の教科書の身分制度に関する記述の改変が始まった時期と重なり、問 5 で示した要素も加わって、当時の小・中学生の一部には印象に残る教育活動が行われていたことが考えられる。

20 歳代では、「3 大学・短大・専門学校等の時代」とした割合が 18.7%で、他の年齢層より 9～12 ポイント高く、「2 高校時代」とした割合が 8.2%で、わずかだが他の年齢層より高くなっている。

教職についた後、教育活動の中で人権課題当事者との出会い等を通して、同和問題について理解・認識を深めていった年代の教職員と、高校・大学で同和問題を学んだ若年教職員が、現場でしっかりと世代間交流・継承を図ることの重要性は、問 5 の考察で示したとおりである。また、大学・短大・専門学校における同和問題に関する学習の質や量が、教員の専門性の向上に繋がるように工夫されているかが重要な課題である。

問 9

この設問から、同和問題について深く考え問題解決をめざす環境がある、あるいは人権課題当事者等と出会う機会や場がある職場において、それらが大学等の授業で学んだことと結びつくような道筋が生まれたとき、職場に通うことが研修(専門性の向上)につながるという学校文化の方向性が示されているといえる。問 6 の考察に示した OJT (オンザジョブトレーニング) の機能が示されている点にも留意したい。

問 10

同和問題を初めて知った時の気持ち・印象について、項目 1、3 を「肯定的印象」、項目 2、4、5 を「否定的印象」としたときの年齢層の違いを見てみると、年齢層が高くなるほど「肯定的印象」の割合が高く、年齢層が低いほど「否定的印象」の割合が高い傾向であった。

回答の内容に関わらず、いつ、どのような学習や出会い、あるいは経験等を通して、どのように変化(修正、強化等)したのか(または、しなかったのか)、その際、各学校段階での人権教育に関する授業等は、自分に対してどのような影響を与えたのか(あるいは与えなかったのか)等について整理し、現職研修等の充実を計る必要がある。

問 11

項目にある「解放令」や「水平社宣言」、「同和対策審議会答申」、「全国高等学校統一用紙」など公正な採用選考の取組等は、社会科の教科書や人権教育教材『かがやき』『あおぞら』で扱われている内容である。また、各項目に示されている用語は人権教育を進める上で必須の知識である。「言葉だけは知っている」程度の知識では、部落問題を説明することは難しく、継続的に学ぶ機会がなければ思い出せない状態になることも考えられる。また、各法律や用語の間には原因と結果、実態と対策の関係等のつながりが存在するものであるが、その関係や関連が理解できていない状態も考えられる。さらに、すべての項目は「歴史的出来事」ではなく、今日的課題や児童生徒の現実と結びつくものであるが、その認識が不足していることも考えられる。

問 12

この設問は、各年齢層の特徴に加え、各校種や職種の違いが影響を与えている可能性に留意したい。また、「どちらともいえない」と回答した者は、学び直しの機会の有無や、状況の変化等によって、肯定的にも否定的にも変化する可能性があることを踏まえておく必要がある。

問 13

各年齢層とも上位については、児童生徒の実態把握と現状認識を踏まえて人間関係づくりや環境づくりを行うことが重要だという問題意識が現れている。

なお、50 歳以上には、管理職のほとんどが含まれるが、50 歳以上で、この問いに「1 推進体制」と答えたのは 268 人、うち校長は 29 人(副校長、教頭 42 人)であり、50 歳以上の校長以外の職種の課題意識の高さも伺うことができる。

なお、40 歳代は、1 位・3 位は児童生徒からの発想(「2」、「6」)、2 位・4 位は教職員自身のことからの発想(「8」、「7」)、そして 5 位に推進体制(「1」)が挙がるなど、教職生活 20 年経過した者として、あるいはミドルリーダーとして、課題意識等を反映した結果としてみることができる。問 14 とともに、教員として学び成長していく要件や道筋、構造を考える際の参考となる。

問 14

「1 人権に関わる知識を深めること」は「人権発展の歴史や人権侵害の現状について、関連の法規・条約についてなど」、また「2 人権感覚、実践意欲・態度」は「ステレオタイプや偏見を見きわめる感覚、人権の実現のために行動しようとする意欲・態度など」を具体的内容として質問したものであるが、自由記述欄には、「このアンケートを通して知識不足を痛感した」、「これまでの研修は、私たちが知っていることを前提とした研修だった」という回答もみられた。20 歳代・30 歳代の 60%~70%が「知識不足」を自覚していることがわかる。

校種別にみると、小・中学校、特別支援学校では、「2 人権感覚を養うこと」が最も多く(小学校(60.0%)・中学校(51.9%)・特別支援学校(61.4%))、高等学校では「6 人権尊重の観点から、日常の様々な場面における言動等に配慮すること」(52.2%)が最も多くなっている。

4 全体考察

1 人権に関する意識について

- (1) 問1、問2、問12は、回答者の現在の意識（問1は「差別についての意識」、問2は「人権侵害事象についての意識」、問12は「同和問題についての意識」）を問う設問である。

2016(平成28)年に実施された「県民意識調査」の類問についての回答結果と比較すると、例えば県民意識調査で「差別を受けたと聞くと心から怒りを感じる」とした割合が48.9%だったのに対し、問1「(ア)差別は人間として恥ずべき行為だ」に「そう思う」とした割合が91.6%である。また、県民意識調査で「同和問題は一部の人の問題で自分とは関係ないことだ」に「そうは思わない」とした割合が51.1%であったのに対して、本調査の同設問では「(エ)まったくそう思わない」とした割合が72.3%になっている。現在の教職員の人権に関する意識を示す数値が県民意識調査のそれと比べると相対的に高いことが示されている。

国連「人権教育のための世界計画」(2004(平成16)年)では、「市民の人権を実現する責務の保持者」として教員という「特定職業従事者」の果たすべき役割の大きさが示されており、教職員の人権に関する意識を示す数値が県民のそれより高いことは当然だと思われる。しかし、中には「特定職業従事者」に求められる水準とはいえない回答結果もある。

人権問題の解決にとって、先に例示した問1「差別は人間として恥ずべき行為である」や問12「部落差別に対して心から怒りを感じる」という人権に関する意識があっても、必要な知識や技能がないと人権課題解決のための実践的行動力には結びつかない。そのため本調査では、「人権に関する知識」(「2 人権に関する知識について」参照)や「人権問題、同和問題との出会い」(「3 人権問題、同和問題との出会いについて」参照)等についての問いを設定し、体験、意識、知識の相関について考察した。

- (2) 人権に関する意識の設問については、県民意識調査の結果と比べると本調査の平均値が全体的に高いことが認められる。しかし、ほとんどの設問で50歳以上が20歳代より高い数値を示し、年齢、職種等による回答傾向に有意な差があることが明らかになった。

教職員として必要な専門的知識や実践的知見は、研修や経験の積み上げによって形成・蓄積され発展していくものであるから、教職経験が長くなると数値も上がっていくことは想定しうることである。本調査結果では様々な観点から世代間の差を示すことになったが、これは世代論を主張するためではなく、人権教育を推進する教職員に必要な学びと成長の可能性を考察し、経験年数や職務に応じた研修や教員養成課程等の課題を明らかにするためである。

- (3) 問1の「(イ)差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ」、「(エ)差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」という考え方は、差別の原因を差別される側に求める考え方で、「部落責任論」、

「自己責任論」に通じるものである。問 12 では、「(オ) 同和問題解決のためには、まず同和地区の人が努力するべきだ」、「(キ) 同和問題の解決のためには、同和地区の人々がかたまって住まないようにするべきだ」（「部落分散論」）がそれに類する項目である。いずれも明確に否定することが期待される考え方だが、明確に否定した者の割合（全体の平均）は問 1、問 12 とともに 50%前後であった。ただし、年齢層別傾向を見ると、期待された回答に近い 50 歳以上と最も遠い 20 歳代との間には大きな差がみられるものもあった。

問 1 で「(カ) 差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要だ」とした人の割合は、20 歳代が 25.4%で、50 歳以上より 34.8 ポイント低くなっている。問 1 の類題である問 12 の「(イ) 同和地区の住民だけに特別な施策を実施したこと自体が差別だ」の回答では、このことを明確に否定した割合は 50 歳以上で 48.6%にとどまり、20 歳代はわずか 6.7%で 41.9 ポイントの差がある。

後述するが（「4 人権意識と指導力の育成について」参照）、このような「自己責任論」の背景として、①人権課題当事者との具体的な出会いがないこと、②最初の出会いの時の否定的な印象が修正されていないこと、③一度抱いた印象を批判的・多面的にとらえ直す機会が少ないことなど、多様な見方を可能にするために必要な情報が不足していること等が考えられる。

- (4) 問 1 で「(キ) 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」という考え方を明確に否定した者の割合は、50 歳以上と 20 歳代で 33.4 ポイントの差がある。問 1 の類題として問 12 では「(ウ) 部落差別はそっとしておけばなくなるはずだ」、「(エ) 同和問題は一部の人の問題で、自分とは関係ないことだ」がある。これらは「寝た子を起すな論」につながるものである。明確に否定することができた割合は 50 歳以上が高く、20 歳代との間には、(ウ) で 25.1 ポイント、(エ) で 29.5 ポイントの差がある。

「差別に対して抗議や反対をすること」によって、人権関連法・条例や民主主義社会の基盤となるシステム（「同和对策事業特別措置法」の制定等）が実現した歴史がある。その取組を行った人たちの願いに思いを馳せたことがあるか否かで、回答傾向に違いが出るのが考えられる。例えば、部落差別の解消をめざす取組の中で生まれた「識字学級」や、そこから生まれた生い立ちを綴る作文、義務教育教科書無償化を実現していった過程、就職差別に抗議して生まれた「全国高等学校統一用紙」、環境改善事業の成果等々の事実を知らず、その成果が現在も続いていることを教えられていない場合、否定的な回答になることは考えられる。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は、人権教育における指導方法の基本原則として、児童生徒が「感じ、考え、行動する」ことをとおして、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けていくという学習過程を示している。これは、民主主義の手続きを身に付けた市民（主権者）を育てるプロセスであり、教職員自身が身に付けておきたい公民的資質の一つである。

- (5) 問 2 に示された人権侵害事象 8 例のうち、「性同一性障害者のプライバシー権の侵害」、「インターネット上の誹謗中傷」、「自治体の体育館の車いす利用者に対する合理的配

慮の欠如」については、年齢層による差はほとんどなく、これらの事象を人権侵害事象であると認識する割合はどの年齢層も高かった。このことは、2016(平成28)年度に施行された個別的な人権課題の法律についての研修の実施や国や県等からの啓発資料の配付、当事者の自己開示と新たな施策についての報道等がリアルタイムの身近な出来事として受け止められている成果であると考えられる。

2 人権に関する知識について

- (1) 問4は「様々な法律や用語等に関する知識」、問11は「部落問題に関する法律、制度、用語等に関する知識」を問う設問である。

問4の10項目、問11の8項目について、「人に説明できる」と回答した割合が50%を超えたのは両問を通して、DVの1項目だけであった。「内容はおおよそ知っている」とした割合を加えても70%に満たない項目は、問4では「自己に関する情報をコントロールする権利」、問11では「土地差別」、「本人通知制度」、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」であった。「人に説明できる」と「内容はおおよそ知っている」の区別(自己評価)は回答者各自に任せられている。ここでは、「特定職業従事者」に求められる水準として「人に説明できる」という確固たる自覚の有無を指標にして考察した。

- (2) 問4に示された法律や用語は、法・条例等に基づいて職務を遂行する公務員としてまた、人権尊重社会をつくり担っていく人間を育てていく任務を持った教職員として、身に付けておくべき必須の知識であるが、「人に説明できる」とした割合は極めて低い状況を示している。

例えば、「人に説明できる」とした割合は、「合理的配慮」については35.5%、「児童虐待防止法」については22.1%に過ぎない。「合理的配慮」についての知識がないために保護者からのニーズに対する対応や判断を誤ったり、人権侵害事象に気付かなかつたり、虐待の実態に直面しても通報義務を果たせなかつたりすることが危惧される。「高等学校等就学支援金制度」も「人に説明できる」とした割合は25.9%と低い。児童生徒の進路選択の局面で適切な情報提供や選択肢の提示ができなくなってしまう等、人権教育や人権施策についての知識がないことによるリスクについて十分に認識しておく必要がある。

なお、「高等学校等就学支援金制度」については、「人に説明できる」とした割合が中学校で42.7%、高等学校では32.6%である。「内容はおおよそ知っている」を合わせるといずれも90%前後となるが、中学校・高等学校の教職員にとって必須の知識であることを考えれば不十分であると言わざるを得ない。

ただし、問4、問11に示したような知識面でみられる差は、問2の考察に示したように、意図的・計画的に実施する研修により縮まると考えられる。教育委員会や管理職にあっては、初任者研修等で徹底的に情報提供することが大切である。

- (3) 問11で示された「解放令」や「水平社宣言」、「全国高等学校統一用紙」などは教科書や同和教育副読本「かがやき」や人権教育学習教材集「あおぞら」に記載されている言葉である。

例えば、「全国高等学校統一用紙」について「人に説明できる」は、全体平均で 39.8% である。特に年間指導計画に位置付いていると考えられる中学校でも「人に説明できる」が 52.4%、高等学校では 69.0% である。いずれも「内容はおおよそ知っている」を合わせると中学校で 83.1%、高等学校では 92.8% となるものの、部落問題に関する学習の指導においては必須の知識であり、不十分であると言わざるを得ない。

担当学年や教科、校種の違い等の理由から、「知らなくてもいい」と一方的に判断していると、異動や校務分掌の変更に伴い業務に支障が出ることも考えられる。人権教育は自分以外の誰かが請け負うものだという雰囲気の中では、同和教育の成果や課題の継承、効果的な教育活動が困難になるという認識が必要である。

- (4) 問 4 「様々な法律や用語等に関する知識」と問 11 「部落問題に関する法律、制度、用語等に関する知識」で明確に異なるのが、年齢層間の差である。問 4 では年齢層ごとの「人に説明できる」と回答した割合に、概ね 9 ～ 20 ポイントの差がみられた。問 11 では、50 歳以上の「人に説明できる」と回答した割合が高いことは問 4 と同様だが、50 歳以上と 20 歳代の差は、「水平社宣言」で 36.8 ポイント、「全国高等学校統一用紙」で 31.8 ポイント、「同和対策審議会答申」で 29.5 ポイント、「部落地名総鑑」で 27.1 ポイントである。

学校現場では、「知らない」、「言葉だけは聞いたことがある」はもとより、「内容はおおよそ知っている」程度の認識では対応できない場面は十分に予想できる。また、県民が「知らない」と答える場合と教職員が「知らない」、「言葉だけは知っている」と答える場合とでは、社会的な意味が大きく異なることを認識しておく必要がある。

本設問で示されているような法律や用語には、原因と結果、実態と対策という関係にあるなど、関連があるものも多い。また、どの項目も「昔の出来事、よその出来事」ではなく、児童生徒の現実や今日的課題と結びつけて理解するとより効果的でストーリー性のある学習や授業が可能になる。何を知るのか(内容)、なぜ知るのか(意欲)、どのようにして知るのか(方法)に配慮した効果的な研修が求められるが、このことは児童生徒に対する学習改善のポイントでもある。

- (5) 問 4 「様々な法律や用語等に関する知識」と問 11 「部落問題に関する法律、制度、用語等に関する知識」について、職務上、様々な場面で様々な対象者に学校経営について説明したり、児童生徒に講話したりする機会が多い校長においても、両問を通して「人に説明できる」と回答した割合が 75% を超えた項目はなく、また 50% に達しない項目が、問 4 では 5 項目、問 11 では 3 項目ある。

自分の理解が不十分だと思っていることについては積極的に話題にしようとは考えにくく、管理職が正しい知識理解に基づいて人権関係の話題を、講話や日常の会話の中に入れていく学校とそうではない学校とでは、教職員、保護者、児童生徒の人権意識に違いが出てくることはあり得ることである。

3 人権問題、同和問題との出会いについて

前述 1、2 では、回答者の今（現状）についての実態把握を行った。本項では過去にさかのぼり、問 5 「人権や差別について深く考える契機となった時期」、問 6 「契機となった

出会いや学び」、問 8「同和問題について深く考える契機となった時期」、問 10「同和問題を初めて知ったときの気持ち」、問 9「同和問題について深く考える契機となった出会いや学び」、問 7「大学等での学びの実態」に係る設問について考察する。

- (1) 問 5「人権や差別について深く考える契機となった時期」と問 8「同和問題について深く考える契機となった時期」の共通点は、「教職についた後」の回答が圧倒的に高い割合を示していることである。次に、どの年齢層も「小・中学校時代」と回答している。20 歳代については、「大学・短大・専門学校等」の回答が他の年齢層よりも高く、学校での学習機会及び学習量は、他の年齢層のそれと比べて明らかに多いのが特徴である。

問 10「同和問題を初めて知ったときの気持ち」は、その後の同和問題への向き合い方や問題解決に向けた態度に影響を与えることが考えられる。20 歳代では肯定的印象「早く解決したいと思った」、「差別をなくす活動や運動に共感した」が 50.0%、否定的印象「自分には関係ない話だと思った」、「差別の悲惨さだけが強く残った」、「よくわからなかった」が 50.0%、30 歳代では肯定的印象が 51.4%、否定的印象が 47.6%であった。40 歳代と 50 歳代は、肯定的印象が約 60%以上、否定的印象が 10%程度である。

肯定的印象にしても否定的印象にしても、最初の印象がいつ・どのような学習や出会い、経験等を通して、どのように変化(修正、強化等)したのか、しなかったのかについて、問 6 及び問 9 で考えてみる。

- (2) 問 6 は、「人権や差別について深く考える契機となった出会いや学び」について、問 9 は、「同和問題について深く考える契機となった出会いや学び」について問うものである。

全体平均の数値では問 6 と問 9 との間に特段の差はなく、深く考える契機となったものの上位に挙げたのは①「職場の人権教育の取組」(問 6 は 49.1%、問 9 は 51.5%)、②「人権課題の解決に取り組む人との出会い」(問 6 は 42.7%、問 9 は 43.7%)、③「人権課題の当事者との出会い」(問 6 は 43.5%、問 9 は 43.6%)であった。

なお、「深く考える契機となった出会いや学び」を年齢層別にみると、20 歳代は「学校の授業」が第 1 位で、問 6 では 53.4%、問 9 では 47.8%、30 歳代は「職場の人権教育の取組」が第 1 位で、「学校の授業」が第 2 位となっている。若い世代にとって「学校の授業」での出会いや学びが高い割合を示していることは先述したとおりである。

これらの傾向をまとめると、『職場の人権教育の取組』が確立されており、意図的・計画的に多様な『人・もの・こと』との出会いを仕組んでいく推進体制が機能し、『人権課題の解決に取り組む人』や『人権課題の当事者』と出会おう、向き合おうという雰囲気(環境)が形成されているところに、大学等で深く考える契機があったとする 20 歳代及び 30 歳代の教員が有機的に関わっていくことができると、職員室文化はいっそう活性化する可能性がある」ということになる。人権課題の当事者との出会い・交流・協働がある職場「開かれた学校」で、豊かな学びと実践「開かれた学び」が生まれるということは、[第三次とりまとめ]でも紹介された「効果のある学校」論などで指摘されていたことと重なっている。

ただし、問6、問9の上位4項目は上位とはいえ、その割合は30%前後～50%前後にとどまっており、留意する必要がある。

なお、問6で「メディア」を選択した割合はほぼ最下位だが、年齢層別に見ると20歳代が最も高い(17.9%)ことにも留意しておきたい。

(3) 問7は、「大学等での学びの機会や体験」についての設問である。

「学校の講義」を経験した割合は、50歳以上が約60%、30歳・40歳代が約70%だったのに対して20歳代は80%を超えている。「学ぶ場はなかった」とする割合は50歳以上が一番多く26.5%である。

人権について考えるゼミやサークル、ボランティアなどの割合は低く、大学等で自主的に学ぶ機会が極めて少ない状況が示されている。学生自身が強く呼びかけて問題意識を喚起するという自主活動についての記述も本調査ではみられない。

「その他」の内容を見ると、「あったのかもしれないが気づいていなかった」(20歳代)、「あったのかもしれないが関心が薄かったため記憶にない」(30歳代)、「学ぶ意欲や意識が不足していた」(40歳代)、「学ぶ場を見つけようとしなかった」(50歳以上)等、受講する側の意識の在り方や講義に向き合う姿勢・態度、問題を提起したり提起されたりすることへの関心の度合いも大きく関係していることがわかる。

自由記述の中には「自分が人権教育を深く受けておらず、教師になったとたんに子どもたちに教えるのには無理がある。学習会などに参加しているが、知識不足で話についていけない。一から学ぶ機会がほしい(一部抜粋)」という記述があった。本県教職員は県内外の様々な地域から採用されている。本調査結果によれば、人権問題・同和問題に関して大学等での講義を体験せず、自主的な学びもないまま教職に就く割合が20～30%以上あることを踏まえておく必要がある。

教員養成に当たる大学、短大、専門学校等の役割・責任は大きい。「学び続ける教員」(2015 中央教育審議会教員養成部会答申)の育成に当たっては、新規採用時点での学習量や学習内容とその質に大きな差があること、勤務校の人権教育の取組の在り方が専門的知識や実践的知見の形成に影響を与えること等を踏まえて、新規採用者研修や経験年数や職務に応じた研修の在り方を工夫する必要がある。

4 人権意識と指導力の育成について

(1) 問3は、人権問題に関する知識や情報を得る有効な手段について問うものである。

各年代・校種とも最も高い割合で「有効である」としているのが①「校内研修会」(63.5%)、以下、②「行政が行う研修会」(56.8%)、③「当事者団体等が行う地域での自主的な学習会」(56.0%)、④「研究団体等が行う研修会」(51.7%)と続いている。

校内研修会については、校種及び学校によって、○位置付け方や時間設定の仕方、○回数、内容・方法・形態の工夫の仕方、○人権教育推進のための研修と校内研究テーマ推進のための研修との関連のさせ方、○校内研修に対する行政や研究者の支援の仕方、○教職員の校内研修への期待や学びに向かう姿勢、○校外における人権教育研修への参加状況と校内研修への還元等、様々な違いがある。

本調査で、校内研修会が「有効である」という回答から「有効でない」という回答までばらつきがあったのは、回答者が経験した校内研修会の内容の評価によるものだ

と考えられる。

一方、下位になったのは、「新聞やテレビ・書籍等」、「インターネットやホームページの活用」、「県や国からの資料・通知等」、「研究団体等が発行するパンフレット・資料」である。これらに共通することは、いずれも課題意識をもって主体的・自主的に取り寄せたり選択したりしないと学びが生まれない、あるいは課題意識をもって「読む」という主体的な行動がないと学びが生まれない、ということであり、さらには、そのための時間確保や情報収集の方法を身に付けたり、学びを習慣化したりする必要がある、という点である。

教育委員会や管理職は、教職員が、研修に参加して人権教育の意義や課題を感じても、そのことを契機に、自ら問題意識をもって情報を集めたり、学んだりする割合は低いという、教職員自身の「学びの危機」に留意する必要がある。また、そのような教職員の主体的・自主的な学びができにくくなっている要因を明らかにし改善する必要がある。その際、主体的・自主的な学びが可能となるような「時間の確保」や「研修機会の提供」、「研修を通した課題意識の喚起」、「定数配置及び活用の工夫」、「必要な予算措置」等の条件整備や配慮を積極的に行う必要がある。

- (2) 自由記述欄には、授業づくりや生徒指導等で同僚や友人と協働作業をすることが教職の専門性や資質の向上にとって効果があるとする積極的な記述が比較的多く見られた。問3では「人権問題に関する知識や情報を得る有効な手段」の選択肢として「同僚や友人との会話」を示しているが、それを「有効である」とした者の比率は30%台で他と比べて低い。ただし、それに「やや有効である」を加えた割合は、年代や校種、職種にほぼ共通して70%前後になる。その一方で、20～26%前後がその効果について「どちらともいえない」としている点を併せて考えると、回答者一人一人が、自分が体験した学校における「同僚との会話体験」の内容や質、量、雰囲気等に基づいてその効果に対する評価を行った結果、「校内研修会」同様、回答にばらつきが出たと考えられる。

「教員の多忙化と同僚性の希薄化」(中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」/2006(平成18)年)という指摘がある。学校・学級をめぐる諸問題に十分に対応できていない状況に、ひとつの組織体として向き合うという点で「同僚性」の意義や質を論議することは大切である。すでに本県では「福岡県同和教育実態調査」(1990(平成2)年)結果の総括過程や同和教育・人権教育の推進過程で、先述の「効果のある学校」論等にみられる教職員の学び合い、成長し合う関係の重要性に着目した取組が進められてきている。教育委員会や各学校にあっては、児童生徒の学習権を保障し、質の高い学びを創造するために必要な教職員相互の関係、専門家としての共同性の重要性を踏まえた取組をすることが大切である。

- (3) 人権教育推進に特に必要な内容①

問13は、人権教育推進に必要な内容を9項目示し、重要と思うものを3つ以内で選択するという設問である。

どの年齢層、校種、職種とも、「児童生徒の関係づくり、学級等の集団づくり、人権が尊重される環境づくり等に関する内容」が、約70～80%と圧倒的に高い比率で1位である。20歳代と30歳代は2～3位に「子どもの意識、子どもが抱える問題などに

についての現状・背景等に関する内容」を挙げている。これを1位と関連付ければ「児童生徒の実態を踏まえて人間関係づくりや環境づくりを行うことが重要だ」という若い年齢層の課題意識が現れている。

一方、50歳以上は、2位に「教職員自身の人権感覚の涵養のための内容」、3位に「人権尊重の理念や個別的な人権課題等に対する教職員自身の知識・理解を深めるための内容」を挙げるなど、教職員自身の知的理解・人権感覚に関する問題意識が示されている。さらに4位は「学校における人権教育の推進体制等に関する内容」となっており、問題意識に特徴がみられる。なお、50歳以上で「推進体制」と回答したのは268人で、うち校長は29人、副校長、教頭は42人であり、50歳代教諭の問題意識の広がりも伺える。

40歳代の1位・3位は、児童生徒に必要な内容（20歳、30歳代と共通）、2位・4位は教職員に必要な内容（50歳以上と共通）であり、5位に推進体制を挙げている。上の世代から学び、同世代の仲間と学び合い、若い世代の成長を支援するというミドルリーダーとしての問題意識が反映された結果としてみることができる。

（4） 人権教育推進に特に必要な内容②

問14は、人権教育を推進していく教職員として必要なことを7項目示し、自分が身に付けなければならないことを3つ以内で選択するという設問である。

校種別に見ると、小・中学校、特別支援学校では、「人権感覚を養うこと」が最も多く（小学校（60.0%）・中学校（51.9%）・特別支援学校（61.4%））、高等学校では「人権尊重の観点から、日常の様々な場面における言動等に配慮すること」（52.2%）が最も多くなっている。

各年齢層に共通している傾向は、上位に「人権に関わる知識を深めること」（人権発展の歴史や人権侵害の現状について、関連の法規・条約についてなど）、「人権感覚、実践意欲・態度」（ステレオタイプや偏見を見きわめる感覚、人権の実現のために行動しようとする意欲・態度など）が挙げられていることである。同時に、下位に挙げられているものも各年代とも共通しており、「自分に身近な人権問題、個別の人権課題等に関する理解を深めること」、「家庭訪問等をとおして、個別の人権課題の被差別当事者の願いや思いを聴き、差別の現実や実態を理解すること」となっており、経験年数や職務に応じた研修の在り方を考える際に留意する必要がある。

近年、福祉、医療に限らず様々な分野で「アウトリーチ」という考え方が重視されている。「援助が必要であるにもかかわらず自発的に申し出をしない（できない）人々に対して積極的に出向き、はたきかけて支援の実現をめざすこと」の意で、1960年代以降、黒人の公民権運動などの社会的背景のもとに発達した概念・実践活動である。

これまで同和教育は、「靴減らしの同和教育」、「子どもの生活圏（生活台）に参入する」、「24時間保育」等の言葉で家庭訪問や地域との連携・協働、相談活動の重要性などを示しており「アウトリーチ」の先駆的な実践であるといえる。

教育委員会や管理職は、学校経営ビジョンを示したり、人権教育推進方針を示したりする際に、「家庭訪問等をとおして、個別の人権課題の被差別当事者の願いや思いを聴き、差別の現実や実態を理解すること」の教育的意義について明確に意味付けて説明することが必要である。

福岡県行政資料	
分類記号 I A	所属コード 2132113
登録年度 29	登録番号 0002